



生きる権利

食べたり、笑ったり、健康に生活できること。
病気になったら医療を受けられること。
すべての子どもの命が守られること。



育つ権利

遊んだり、休んだり、学んだり、自分らしく
育つこと。自分の能力をのびて成長できる
こと。

子どもの権利条約

*「子ども」とは、18歳未満のひと。

条約に定められている子どもの権利は大きく分けて4つです。

生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。

この権利を実現、確保するために必要なことを定めています。



守られる権利

いじめや暴力で、心とからだを傷つけられ
ないように守られ、困ったときは相談でき
る場所があること。
搾取や有害な労働などから守られること。



参加する権利

自由に意見を表し、尊重されること。
集まってグループを作ったり自由に活
動することができること。

子どもの権利条約は、子どもの権利を定めたもので、日本や世界中の多くの国
が子どもの権利を守る約束をしました。（日本は、1994年に批准）